

# 平成25年度

## チーム医療・在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業

### 診療の補助における特定行為に係る

### 医師の指示に基づくプロトコール試行事業 募集要項

## 1. 事業の目的

- 平成25年3月29日にチーム医療推進会議において報告書がとりまとめられたところである。報告書に示された「特定行為に係る看護師の研修制度（案）」について、特定行為（※1）に係るプロトコール（※2）に必須となる記載事項を厚生労働省令で規定することとされている。今後、厚生労働省に設置される審議会にて特定行為に係るプロトコールの記載事項について検討するため、プロトコールを用いて医師の指示の下に看護師が行う患者の病態の確認行為の妥当性を検証するとともに、プロトコールに記載すべき内容に関する情報や当該行為に係るプロトコール例を収集する。
- 本事業の対象とする行為は、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて特定行為（案）として整理されたものとする（第32回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ（平成25年5月13日）時点で特定行為（案）として提示されている行為（29行為）、及び要検討行為（27行為）については別添を参照）。なお、本事業で対象とする行為がすべて特定行為として整理されると確定しているものではない。

※1：「特定行為」とは、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為をいう。

※2：「特定行為に係る看護師の研修制度（案）」において、特定行為に係る「プロトコール」とは、プロトコールの対象となる患者及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているものとしている。

## 2. 事業内容

### (1) 実施期間

- 事業の実施期間は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

## (2) 実施内容

- 厚生労働省は、応募のあった施設の中から、3.(2) 選定基準で定められた選定基準に従い、医師の指示の下、プロトコールに基づき特定行為(案)を看護師が実施しようとする施設を委託施設として選定する。
- 委託施設は、本事業を実施する看護師(以下、対象看護師とする。)及び対象とする行為(以下、対象行為とする。)を選定する。
- 対象行為は、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて特定行為(案)として整理されたものとする(第 32 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ(平成 25 年 5 月 13 日)時点で特定行為(案)として提示されている行為(29 行為)、及び要検討行為(27 行為)については別添を参照)。
- 要検討行為(27 行為)のうち、7 月以降に開催されるチーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて特定行為(案)として整理されたものについて本事業を実施する。
- 対象看護師は、医師の指示の下、対象行為に係るプロトコールに基づき、患者の病態の確認を行い、当該内容について医師に確認を求め、当該行為を実施するとともに病態の確認内容の妥当性を検討し、記録する。
- 委託施設は、対象看護師が行った患者の病態の確認内容の妥当性に係る情報や、プロトコールに記載すべき内容に関する情報、プロトコール作成・修正の過程、プロトコール活用時の取り決め事項、工夫、プロトコール例等を、厚生労働省に提出する。
- 対象行為が安全に実施されるよう、担当医は事前に対象看護師の当該行為に係る習得度を確認し、必要に応じて指導を行う。
- 管理責任者は、本事業の実施状況について、担当医及び対象看護師から随時聴取し、確認する。

## (3) 報告書類

- 委託施設は、本事業の実施状況について、本事業の中間時(平成 25 年 9 月末)及び終了時(平成 26 年 3 月末)に報告書を提出すること。
- 委託施設は、厚生労働省の求めに応じて必要な資料を提出すること。

※ 各施設においてプロトコールを作成するにあたり必要な項目については、別紙の通りとする。（別紙：プロトコールの作成にあたって必要となる項目について）

※ 各施設において業務を実施しやすくするために、事業実施中にプロトコールの記載事項等に追加・修正等を行うことは、プロトコールの作成にあたって必要となる項目を含んでいる限り差し支えないものとする。

### **3. 実施団体の選定について**

#### (1) 選定方法

- 厚生労働省は応募施設について、「(2) 選定基準」に照らし、書面によって内容を確認し、実施施設を選定する。

#### (2) 選定基準

- 医療福祉施設（病院、診療所、訪問看護事業所、介護関係施設等）であること。

※訪問看護事業所、介護関係施設等においては、医療機関との連携がとれていること。

- 本事業の実施に当たって、事業の進捗管理や提出書類作成管理等、事業全般に係る管理責任者を選定していること。
- 医師の指示の下、プロトコールに基づき対象行為を行おうとする看護師による患者の病態の確認行為について医師や関係職種と共に検討する体制が十分に整っていること。
- 対象看護師については、当該看護師の実施する対象行為に関連した外部・院内研修などの研修受講歴等を確認の上、選定されていること。
- 厚生労働省に対して平成 25 年 9 月末までの事業成果（※）を報告するための具体的かつ実現可能な事業計画が立てられていること。

#### ※事業成果

- ・ 対象看護師が行った患者の病態の確認内容の妥当性に係る情報
- ・ プロトコールに記載すべき内容に関する情報
- ・ プロトコール作成・修正の過程

- ・ プロトコール活用時の取り決め事項、工夫
- ・ プロトコール例

#### **4. 本事業に係る委託費の交付について**

- 本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生省厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第<sup>労働省</sup>6号）の規定によるほか、別に定める「平成25年度 チーム医療・在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業委託費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。
- 本事業に係る委託費の交付については、1,265千円を基準額（上限額）とする。  
なお、委託費の内容は、研修事業の実施に必要な経費（給与費（当該事業に従事した分に限る。）、報償費（謝金）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（雑役務費））に限る。

#### **5. 応募団体に関する諸条件**

- 本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。
  - （1）本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
  - （2）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
  - （3）日本に拠点を有していること。
  - （4）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
  - （5）予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### **6. 応募方法等**

- 応募方法  
提出期間及び提出先等は以下のとおり。
  - ① 提出期間  
平成25年7月17日（水）～平成25年7月26日（金）午後5時

※必着

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電子メール [proto-ns@mhlw.go.jp](mailto:proto-ns@mhlw.go.jp) あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「平成 25 年度 診療の補助における特定行為に係る医師の指示に基づくプロトコール試行事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

(郵送先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

TEL：03-5253-1111 (内線4175)

FAX：03-3591-9073

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類

① 申請書（所定様式）

② 平成 25 年度 診療の補助における特定行為に係る医師の指示に基づくプロトコール試行事業計画書

③ 実施体制

※ 委託施設は、選定後に選定基準に係る申請内容の変更が生じた場合は、変更内容を届け出ること。

## <プロトコルの作成にあたって必要となる項目について>

- 患者が特定されていること
- 医師が患者の診察後に看護師に対する指示としていること
- 事前に医師及び看護師、その他関係者が十分理解しているプロトコルを使用すること
- プロトコル逸脱時の医師との連携に係る取り決め事項が含まれること
- 病態の確認後に対象行為の実施が必ず含まれていること
- 病態の確認行為については、定量的な基準のみでなく、対象行為の実施に当たる定性的な基準が含まれていること

### プロトコルにおける病態の確認行為の例

(定量的な基準と定性的な基準が含まれている)

「A氏について、自発呼吸が不十分な場合、気管内挿管を実施」

「A氏について、SpO<sub>2</sub> 90%以下で自発呼吸が不十分な場合、気管内挿管を実施」

「A氏について、血糖値●●で、バイタルサインなどに特段の異常が見られない場合、インスリン▼▼単位皮下注射施行」

### プロトコルにおける病態の確認行為とはならない例

(定性的な基準が含まれていない)

「A氏について、血糖値●●の場合、インスリン▼▼単位皮下注射施行」

- 対象行為の実施後に医師への報告の過程を必ず含むこと

## ＜特定行為とは＞

- ・行為そのものに「技術的な難易度又は判断の難易度」があることに加えて、
- ・予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示された、特定行為に係るプロトコールに基づき、看護師が患者の病態の確認を行った上で実施することがある行為

### 【特定行為（案）29 行為】\*

\* 特定行為（案）：第 31 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて、29 行為については、特定行為の考え方に合致するため、特定行為に位置づけるべきとの意見が多数を占めたもの

気管カニューレの交換

経口・経鼻挿管の実施

経口・経鼻挿管チューブの抜管

褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン

橈骨動脈ラインの確保

PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）挿入

中心静脈カテーテルの抜去

腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む）

胸腔ドレーン抜去

胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更

心嚢ドレーン抜去

創部ドレーン抜去

「一時的ペースメーカー」の操作・管理

「一時的ペースメーカー」の抜去

PCPS（経皮的心肺補助装置）等補助循環の管理・操作

幹細胞移植：接続と滴数の調整

胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換

膀胱ろうカテーテルの交換

脱水の程度の判断と輸液による補正

投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた調整

投与中薬剤（子宮収縮抑制剤）の病態に応じた調整

投与中薬剤（K、Cl、Na）の病態に応じた調整

投与中薬剤（利尿剤）の病態に応じた調整

臨時薬剤（抗けいれん剤）の投与

臨時薬剤（抗精神病薬）の投与

臨時薬剤（抗不安薬）の投与

臨時薬剤（感染徴候時の薬物）の投与

投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の病態に応じた調整

抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施

## 【要検討行為 27行為】

直接動脈穿刺による採血

手術前検査の項目・実施時期の判断

腹部超音波検査の実施

心臓超音波検査の実施

表在超音波検査の実施

下肢血管超音波検査の実施

直腸内圧測定・肛門内圧測定の実施

膀胱内圧測定の実施

血流評価検査（ABI/PWV/SPP）の実施

挿管チューブの位置調節

人工呼吸器モードの設定条件の変更

人工呼吸管理下の鎮静管理

人工呼吸器装着中の患者のウィニングの実施

NPPV（非侵襲的陽圧換気療法）開始、中止、モード設定

巻爪処置（ワイヤーを用いた処置）

創傷の陰圧閉鎖療法の実施

大動脈バルーンパンピングチューブの抜去

硬膜外チューブの抜去

血糖値に応じたインスリン投与量の調整

血液透析・CHDF（持続的血液濾過透析）の操作、管理

投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた調整

投与中薬剤（高カロリー輸液）の病態に応じた調整

硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量調整

WHO 方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドの投与量調整

WHO 方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の投与量調整

腐骨除去

血管結紮による止血